

武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の設置及び組織について定めるものとする。

(設置)

第2条 武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）に基づく情報公開制度の適正かつ円滑な運営及び個人情報保護制度における個人情報の適正な取扱いの確保のため、審議会を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 情報公開制度その他情報公開の推進に関する事項について、審議し、市の機関（武蔵野市個人情報の保護に関する条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号。以下「保護条例」という。）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）及び議会に意見を述べること。
 - (2) 保護条例第15条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議すること。
- 2 審議会は、武蔵野市情報公開条例第13条第3項及び第14条第4項並びに保護条例第5条第5項、第6条及び第10条並びに武蔵野市死者情報の開示に関する条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号）第9条第3項及び第10条第4項の規定により、市の機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。
- 3 第1項に定めるもののほか、審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、市の機関に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、情報公開又は個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、武蔵野市長（以下「市長」という。）が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
 - 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に

政治運動をしてはならない。

- 委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

（会長）

第6条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（武蔵野市情報公開条例の改正による武蔵野市情報公開委員会の廃止に伴う経過措置）
- この条例の施行の際武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和年月武蔵野市条例第号）付則第2条の規定による改正前の武蔵野市情報公開条例第28条の規定により設置された武蔵野市情報公開委員会が行っている調査審議については、審議会に引き継ぐものとする。
（武蔵野市個人情報保護条例の廃止による旧審議会の廃止に伴う経過措置）
- この条例の施行の際保護条例付則第2条の規定による廃止前の武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月武蔵野市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第5条の規定により設置された武蔵野市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）が行っている旧個人情報保護条例の規定により旧審議会の権限に属させられた事項及び旧個人情報保護条例第5条第2項各号に掲げる事項に関する調査審議については、当該事項が第3条第1項第2号に掲げる事項に該当すると認められるものに限り、審議会に引き継ぐものとする。
（武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）
- 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とす

る。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明												
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(31)まで (略)</p> <p><u>(32) 個人情報保護審議会の委員</u></p> <p><u>(33) 情報公開委員会の委員</u></p> <p>(34)から(63)まで (略)</p>	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(31)まで (略)</p> <p><u>(32) 情報公開・個人情報保護審議会の委員</u></p> <p><u>(33) 削除</u></p> <p>(34)から(63)まで (略)</p>	<p></p> <p>号の改正</p> <p>号の改正</p>												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="229 1568 660 1982"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から建築紛争調停委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>個人情報保護審議会の委員</u></td> <td>// 12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から建築紛争調停委員会の委員まで (略)		<u>個人情報保護審議会の委員</u>	// 12,000円	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="713 1568 1144 1982"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から建築紛争調停委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>情報公開・個人情報保護審議会の委員</u></td> <td>// 12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から建築紛争調停委員会の委員まで (略)		<u>情報公開・個人情報保護審議会の委員</u>	// 12,000円	<p>項の改正</p>
職名	報酬額													
財産価格審議会の委員から建築紛争調停委員会の委員まで (略)														
<u>個人情報保護審議会の委員</u>	// 12,000円													
職名	報酬額													
財産価格審議会の委員から建築紛争調停委員会の委員まで (略)														
<u>情報公開・個人情報保護審議会の委員</u>	// 12,000円													

情報公開委員会 の委員	// 12,000円	情報公開・個人情報保護審 査会の委員から選挙立会人 まで (略)	項の削除
情報公開・個人情報保護審 査会の委員から選挙立会人 まで (略)		備考 (略)	

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を踏まえ、武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会の設置、組織等について定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。